

委員 長 報 告 書

さる 12 月 8 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について
を審査するため、12 月 13 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 22 号は、すみだこども園の指定管理者として、現在の指定管理者
である社会福祉法人顕陽会を、平成 29 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日ま
での 5 年間、引き続き指定するものである。なお、指定管理の候補者の選定
にあたっては、アンケートによる保護者評価が高いこと、市職員による現
地調査と聞き取り調査の評価が高いこと、当該法人の財務状況が健全であ
ることから、公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の指定管
理候補者の選定の特例規定を適用し、公募は行っていない。

委員から、保護者アンケートにおける評価を「はい」「少し」「あまり」
「いいえ」「無回答」の 5 択としており、ほとんどの方が「はい」「少し」
と肯定的に回答しているが、「あまり」「いいえ」「無回答」と否定的に回答
した方が回答理由を記入できる欄を設けていたか とのただしがあり、記
入欄を設け否定的な理由や不満な点を記入いただいている。記入内容につ
いては、市が確認しており、必要があれば指定管理者に指導している と
の答弁がありました。

市内の認定こども園の類型について ただしがあり、公設民営の認定こ
ども園はすべて保育所型であり、私立の認定こども園はすべて幼保連携型
である との答弁がありました。